

1 調査名称：熱海市総合都市交通体系調査（熱海市都市計画道路見直し業務）

2 調査主体：熱海市

3 調査圏域：伊豆東海岸都市圏

4 調査期間：平成30年度～令和元年度

5 調査概要：

本市は、昭和25年から都市計画道路の整備を開始し、現在まで21路線、24.52kmを都市計画決定している。目指すべき都市像を実現するため、これまで整備を進め、整備率は75.9%となっているが、その一方、長期間未着手の路線や区間が存在する。

また、これまで都市計画道路だけでなく総合的な道路計画を策定していないため、都市計画道路の整備方針が明確になっていない。

平成28年度に策定された熱海市公共施設等総合管理計画では、「公共施設マネジメントを推進することにより、次世代に過大な負担を残さない、持続的に運営可能な市政運営の実現に取り組む」と今後の方向性を示している。

また、平成30年5月に改定を行った「熱海市都市計画マスタープラン」においても、都市計画道路は、長期間にわたり整備が滞っている路線・区間について、当該道路の機能・役割や地域特性等を十分に勘案したうえで、必要性再検証を行い、都市計画道路の廃止や変更等について推進するとしている。

そのため、都市計画道路の見直し作業に早期に着手し、必要性を明確とし、都市の健全な発展と秩序ある整備を実現していきたい。

I 調査概要

1 調査名称：熱海市総合都市交通体系調査（熱海市都市計画道路見直し業務）

2 報告書目次

1 配置・規模・機能の検証

1-1 見直し対象路線の機能評価

1-2 代替路の検討

1-3 整備内容の機能評価カルテの整理

2 新道路網計画の検証

2-1 交通量推計モデルの構築と妥当性検証

2-2 見直し方針（案）の整備優先度の検討

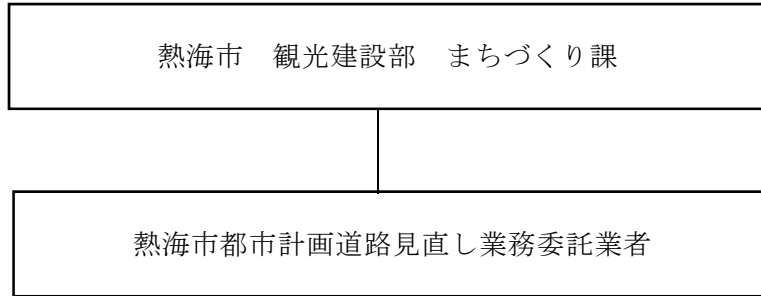
3 住民との合意形成

3-1 パブリックコメントの実施

3-2 地域住民説明会の実施

4 とりまとめ

3 調査体制



4 委員会名簿等：なし

II 調査成果

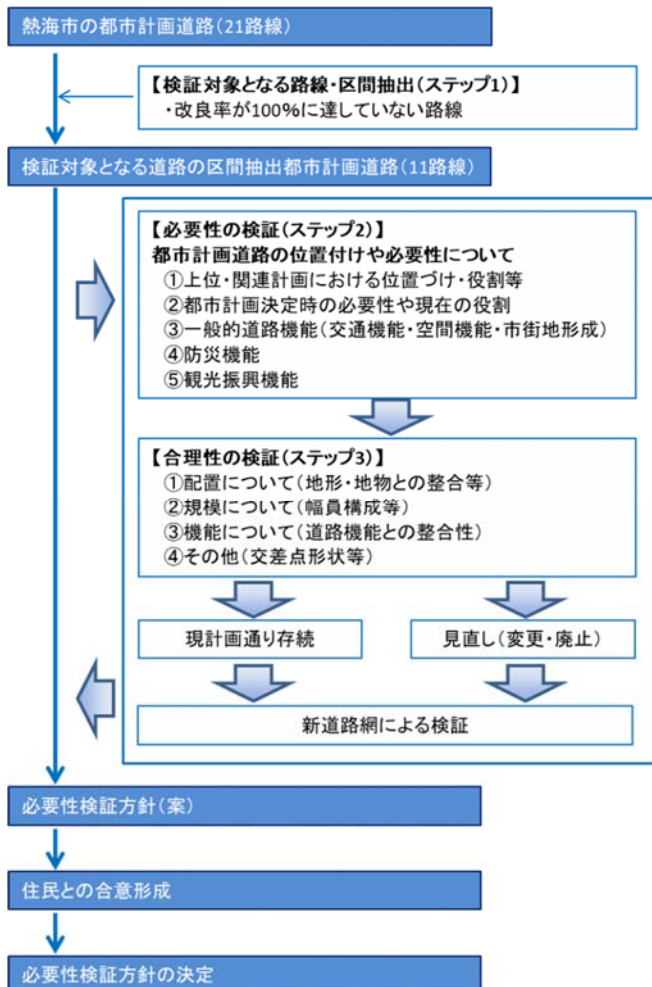
1 調査目的

熱海市の都市計画道路は21路線、24.52kmを都市計画決定しており、目指すべき都市像を実現するために整備を進め、整備率は75.9%となっている。

そのため、都市計画道路における未改良区間の整備方針（廃止、変更、現決定を維持）を、現時点の社会情勢や住民ニーズ等を基にした将来見通しに照らし、改めて検証することを目的とする。

本調査の実施により、都市計画道路の必要性を再検証することで、都市計画道路の必要性が明確となり、都市の健全な発展と秩序ある整備を実現するための合理的な都市計画となる。

2 調査フロー



4 調査成果

1 調査目的

本調査は、平成30年度に検討した基礎調査の検討成果について、計画の合理性を確認するため、見直し路線の機能評価として、配置・規模・機能を検証するとともに、新たな道路網の妥当性を交通量等から検証し、未整備区間の方向性を示す見直し方針（案）をとりまとめることを目的とした。

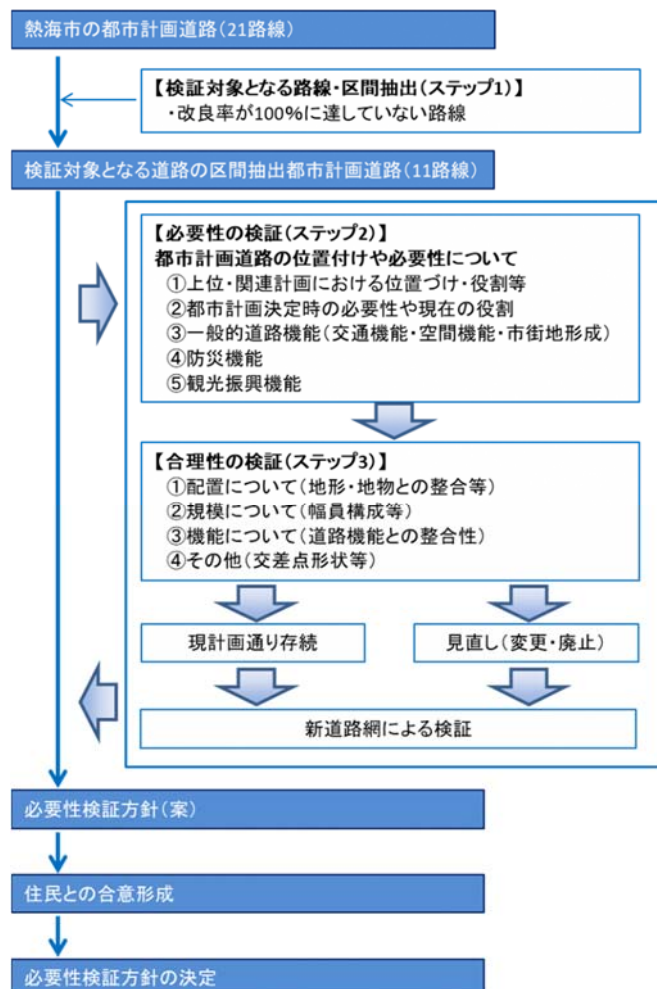
また、検証内容等は路線カルテとして整理するとともに、見直し方針（案）を利害関係者（地域住民等）の理解を得た内容とするため、住民説明会やパブリックコメント等を実施した。

2 配置・規模・機能の検証

(1) 見直し対象路線の機能評価

昨年度検討した見直しの方向性をもとに、昨年度に下記のステップ1で抽出した再検証対象路線（区間）について、地域別の特長（市街地・山地部等）や将来計画等を踏まえ、関係者や一般の方にも理解・共有できる指標等を設定し、機能評価（定量的総合評価）を行った。

「存続」については、「現決定の維持候補」又は「一部区間の見直し候補」（延長・幅員等）、「廃止」については、「機能振替」や「廃止候補」等といった未整備区間の方向性を示した。



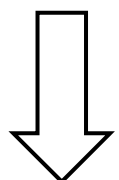
<必要性再検証の手順>

【ステップ1】再検証対象路線（区間）の抽出（昨年度）



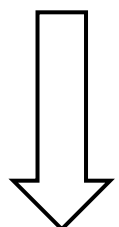
- ・再検証対象路線（区間）を道路の整備状況等を考慮し、抽出した。

【ステップ2】必要性の検証



- ・再検証対象路線（区間）の位置付けや機能等を整理し、現在における必要性を検証する。
- ・都市計画道路必要性再検証のステップ2となる必要性の検証においては、下表に示す視点及び基準で優位に評価されるものを○（1点）、評価されないものを△（-1点）とし、合計によって評価点を算出した。

【ステップ3】合理性の検証



- ・配置や規模等の観点から地域の実情に合った合理的な計画であるかを検証し、廃止又は変更した場合には道路網として妥当であるかどうかを確認する。
- ・都市計画道路必要性再検証のステップ3となる合理性の検証においては、下表に示す視点及び基準について、有る又は該当するものを△（-1点）とし、合計によってマイナス評価点を算出した。

【見直し方針（案）】定量的評価により見直し方針

- ・「廃止候補（一部区間の廃止、計画の廃止）」となった4路線は、代替路線の検討を行うこととした。

【見直し方針（案）】

路線名	整備状況	ステップ2 必要性検証	ステップ3 合理性検証	ステップ 2+3（計）	整備 方針案
3・5・2 熱海駅海岸通り線	84%	8	-2	6	変更なし
3・5・3 熱海駅和田浜通り線	97%	10	-1	9	一部見直し
3・5・16 池田楠ヶ洞線-区間1	71%	4	-2	2	変更なし
3・5・16 池田楠ヶ洞線-区間2	71%	4	0	4	変更なし
3・6・5 小嵐線	98%	6	-1	5	変更なし
3・6・8 熱海駅伊豆山神社線-区間1	66%	6	-2	4	変更なし
3・6・8 熱海駅伊豆山神社線-区間2	66%	6	-2	4	変更なし
3・6・10 銀座通り線	90%	2	-1	1	変更なし
3・6・11 温泉通り水口線	66%	0	-4	-4	一部区間の廃止
3・6・13 戸又大渡所線-区間1	44%	2	-1	1	変更なし
3・6・13 戸又大渡所線-区間2	44%	2	-1	1	変更なし
3・6・13 戸又大渡所線-区間3	44%	2	-1	1	変更なし
3・6・14 宮脇片山線	0%	-12	-3	-15	計画の廃止
3・6・15 風越藪ノ内線	0%	-8	-4	-12	計画の廃止
8・7・5 初川遊歩道2号線	60%	-4	-2	-6	一部区間の廃止

(2) 代替道路の検討

未整備区間の方向性が「廃止候補」となった都市計画道路については、将来計画等を踏まえ、必要な道路機能を検討し、その周辺道路で機能の一部が代替可能か否か、道路改良による機能確保可能性等の検討を行い、代替路線について検討を行った。

廃止候補路線	代替道路の検討結果
3・6・11 温泉通り水口線	3・6・11 温泉通り水口線の未整備区間については、並行する主要地方道熱海函南線（3・6・7 来の宮線）が代替道路としての機能を有する。
3・6・14 宮脇片山線	3・6・14 宮脇片山線の未整備区間については、並行する道路はないものの、3・6・13 戸又大渡所線が付近へのアクセス機能を有し、今後の市街化が見込まれないことから、適切な維持管理により近隣住民の生活に資する道路機能を維持するものとする。
3・6・15 風越藪ノ内線	3・6・15 風越藪ノ内線の未整備区間については、並行する3・5・16 池田楠ヶ洞線が代替道路としての機能を有する。
8・7・5 初川遊歩道2号線	8・7・5 初川遊歩道2号線の未整備区間については、並行する8・7・4 初川遊歩道1号線が代替道路としての機能を有するが、交通機能の確保のため、歩道の拡幅等歩行性の向上に向けた取組を検討するものとする。

(3) 整備内容の機能評価カルテ

見直し対象の都市計画道路について、検証結果をカルテ形式で整理した。

種別	路線名称	区 画 図	都市計画決定の経緯	決定後又は変更後内容
路線番号	3・6・11		昭和25年7月8日	昭和25年の県画入札を契機に函南線文化都市としての地勢的調整計画を策定し、橋本区域内の都市計画調整計画と一体化して
都市計画決定経緯	計画決定		昭和25年7月8日	計画決定（延長約1.0km）
起 点	熱海市水口町1220-2		終 点	熱海市水口町1113-6
計 画	幅員4.5m		決定時期	昭和48年7月13日
決定時期	昭和48年7月13日		決定時期	昭和48年7月13日
決定時期	昭和48年7月13日		決定時期	昭和48年7月13日
決定時期	昭和48年7月13日		決定時期	昭和48年7月13日
決定時期	昭和48年7月13日		決定時期	昭和48年7月13日
決定時期	昭和48年7月13日		決定時期	昭和48年7月13日
決定時期	昭和48年7月13日		決定時期	昭和48年7月13日

【必要性検証カルテ】

種 別	幅 員	起 点	終 点	計 画 決 定 日	決 定 後 日
種別	4.5m	熱海市水口町1220-2	熱海市水口町1113-6	昭和25年7月8日	昭和48年7月13日
種別	4.5m	熱海市水口町1220-2	熱海市水口町1113-6	昭和25年7月8日	昭和48年7月13日
種別	4.5m	熱海市水口町1220-2	熱海市水口町1113-6	昭和25年7月8日	昭和48年7月13日
種別	4.5m	熱海市水口町1220-2	熱海市水口町1113-6	昭和25年7月8日	昭和48年7月13日
種別	4.5m	熱海市水口町1220-2	熱海市水口町1113-6	昭和25年7月8日	昭和48年7月13日
種別	4.5m	熱海市水口町1220-2	熱海市水口町1113-6	昭和25年7月8日	昭和48年7月13日
種別	4.5m	熱海市水口町1220-2	熱海市水口町1113-6	昭和25年7月8日	昭和48年7月13日
種別	4.5m	熱海市水口町1220-2	熱海市水口町1113-6	昭和25年7月8日	昭和48年7月13日
種別	4.5m	熱海市水口町1220-2	熱海市水口町1113-6	昭和25年7月8日	昭和48年7月13日
種別	4.5m	熱海市水口町1220-2	熱海市水口町1113-6	昭和25年7月8日	昭和48年7月13日

種別 第4種第1線

本路線の計画位置

種 別	種 類	種 類	種 類	種 類	種 類
利用	住居的・地味の内街的	住居的・地味の内街的	▲	<配 置>	本路線は既設の路線と並行する主要地方道熱海函南線（熱海市水口町の区画）に整備されており、既設の道路幅員が4.5mあり、区画で整備する計画となっているため、整備に向けた費用が膨大となることが懸念される。
	住居的・文化的内街的	住居的・文化的内街的	▲	<配 置>	道路幅員が4.5mあり、区画で整備する計画となっているため、整備に向けた費用が膨大となることが懸念される。
機能	居住交通上の整合性	居住交通上の整合性	▲	<配 置>	道路幅員が4.5mあり、区画で整備する計画となっているため、整備に向けた費用が膨大となることが懸念される。
	土地利用上の整合性	土地利用上の整合性	▲	<配 置>	道路幅員が4.5mあり、区画で整備する計画となっているため、整備に向けた費用が膨大となることが懸念される。
機能	計画の代替性	計画の代替性	▲	<配 置>	道路幅員が4.5mあり、区画で整備する計画となっているため、整備に向けた費用が膨大となることが懸念される。
	その他	その他	▲	<配 置>	道路幅員が4.5mあり、区画で整備する計画となっているため、整備に向けた費用が膨大となることが懸念される。

【合理性検証カルテ】

3 新道路網計画の検証

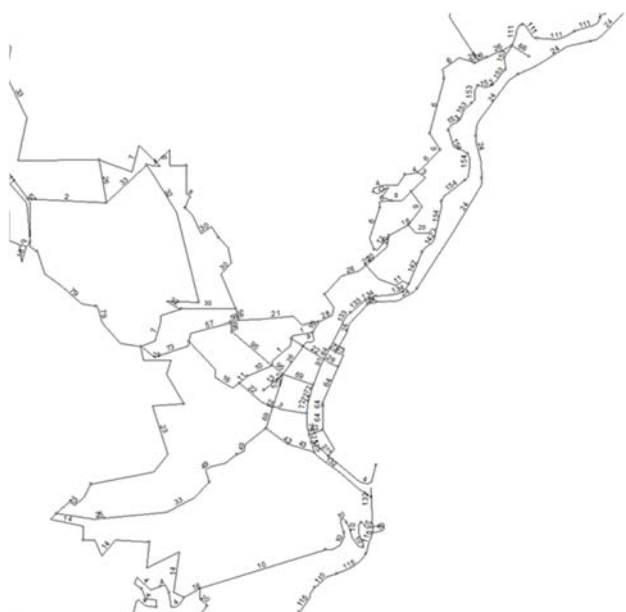
静岡県で実施している交通量推計データを利用し、市道等の現況の整備状況を踏まえ、道路ネットワークを構築した上で、現況再現を実施し、道路交通センサスの路線や市道の交通量の現況値と比較し、精度検証を行うこととした。

(1) 交通量推計モデルの構築と妥当性検証

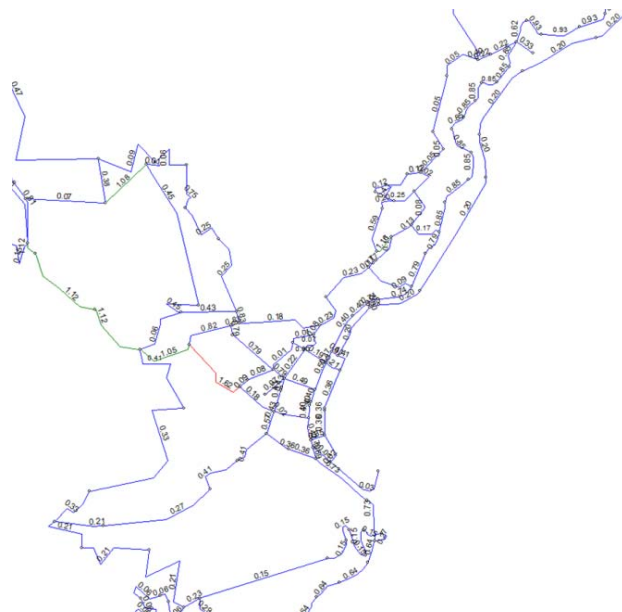
静岡県から下記のデータの貸与を受け、委託業者側で作業できるようにデータ構築を行った結果、提供されたデータの交通量データとデータ構築後推計した交通量の差分を確認したところ、交通量の差は生じておらず、データの再現ができたものと判断した。

(2) 新道路網による交通量配分

「平成 42 年（令和 10 年）将来構想推計データ」をもとに、熱海市の都市計画道路見直し方針案を踏まえ、将来の道路網や道路状況を設定し、交通量配分を行った。



【熱海地域交通量図】



【熱海地域混雑度図】

(3) 検証を踏まえた方針

- ・交通量配分結果からは、熱海地域の一部見直し（位置変更）区間である 3・5・3 熱海駅和田浜通り線については、車道幅員の変更がないため、交通量にも変化はない。
- ・一部廃止区間である 3・6・11 温泉通り水口線については、廃止によって混雑度が高くなるものの、今後は人口増加の見込みが低いことから等交通量の増加となる要因はない。
- ・多賀地域については全体的に混雑度が 1.0 を下回っており、3・6・14 宮脇片山線、3・6・15 風越藪ノ内線の整備を廃止しても大きな影響はない。

⇒新道路網での検証結果を踏まえ、大きな問題はないと判断されることから、見直しの方向性については見直し検討のとおりとした。

(4) 見直し方針（案）の整備優先度の検討

将来計画、各種関連計画をはじめ、現地の地理特性も踏まえつつ、整備の実現性を勘案するとともに、地元住民の意見を踏まえ、将来を見据えた道路ネットワーク形成となるような見直し方針（案）を検討した。

1) 整備優先度の観点

ア 短期的整備路線（優先度：高）

現在事業の進捗が見られる路線については、優先的に整備を進めるものとする。

イ 中・長期的整備路線（優先度：低）

支障物件や道路構造等の整備上の課題があり、これまでの経緯から課題解決が困難で、現時点では事業の進捗が見込まれない路線は、中・長期的整備路線とし、事業中路線の整備状況を見計らいながら、事業着手に向けた取組を進めるものとする。

2) 整備優先度の検討結果

上記の観点を基に下表に見直し方針と優先度を検討した結果を以下に示す。

路線名	見直し方針	取組状況	優先度
3・5・2 熱海駅海岸通り線	変更なし（現計画を維持）	用地確保及び地形的制約の課題有	低
3・5・3 熱海駅和田浜通り線	一部見直し（位置変更）	用地確保の課題有	低
3・6・5 小嵐線	変更なし（現計画を維持）	事業中	高
3・6・8 熱海駅伊豆山神社線-区間1	変更なし（現計画を維持）	事業中	高
3・6・8 熱海駅伊豆山神社線-区間2	変更なし（現計画を維持）	事業中	高
3・6・10 銀座通り線	変更なし（現計画を維持）	用地確保の課題有	低
3・6・11 温泉通り水口線	一部区間の廃止（現道網での存続）	—	—
3・6・13 戸又大渡所線-区間1	変更なし（現計画を維持）	用地確保の課題有	低
3・6・13 戸又大渡所線-区間2	変更なし（現計画を維持）	用地確保の課題有	低
3・6・13 戸又大渡所線-区間3	変更なし（現計画を維持）	用地確保の課題有	低
3・6・14 宮脇片山線	計画の廃止（現道網での存続）	—	—
3・6・15 風越藪ノ内線	計画の廃止（現道網での存続）	—	—
3・5・16 池田楠ヶ洞線-区間1	変更なし（現計画を維持）	用地確保の課題有	低
3・5・16 池田楠ヶ洞線-区間2	変更なし（現計画を維持）	事業中	高
8・7・5 初川遊歩道2号線	一部区間の廃止（現道網での存続）	—	—

4 住民との合意形成

住民との合意形成支援として以下に示す内容で意見集約を図った。

なお、意見の対象は「都市計画道路必要性再検証ガイドライン（案）」と「都市計画道路の見直し方針（案）」を対象とした。

(1) 住民との合意形成への対応

1) パブリックコメントの実施

パブリックコメントの実施について、以下に示す日時で実施した。なお実施に際し、熱海市のホームページで周知を行った。

日時	公表場所
令和2年2月12日から令和2年3月13日	まちづくり課都市計画室、南熱海出張所及び泉支所

2) 地域住民説明会の実施

地域住民説明会は以下に示す日時で実施した。なお実施に際し、熱海市のホームページで周知を行い、説明用パワーポイントを作成した。

回次	日時	場所
第1回	令和2年2月12日（水）15:30～	市役所第1庁舎4階会議室
第2回	令和2年2月13日（木）18:00～	南熱海マリンホール 中ホール

(2) 意見内容

パブリックコメントからは1件、地域住民説明会からは10件の合計11件であった。うち意見の対象であるガイドラインや都市計画道路に関する意見等は次のとおりであった。

意見・要望等の概要	市の回答
・戸又大渡所線は20数年前に、道路幅員は9m決定されていたが、ここ数年前の説明会の聞いたところでは、道路幅員が変わっている認識でいた。	・計画の道路幅員を拡幅する予定はなく、将来交通量の推計の数値からも、拡幅整備の必要はない。 ・来年度に実施予定の県との協議においては変更という位置付けはなく、道路幅員は9mで変更しない。
・風越藪ノ内線で都市計画道路の指定がなくなるのはいいが、他に道路を拡幅する予定はないか。	・都市計画道路の指定の廃止により、道路整備を行わないということでない。
・都市計画道路指定を廃止すると、どのようなメリットが発生するのか。	・都市計画道路の指定があると、建築制限があり、自由に住居を建設できず、鉄筋コンクリートだと許可が受けられない。 ・このままの状態だと土地が使いづらく売りにくいので、そのようなデメリットをなくすために、都市計画道路の指定を廃止する。